

富里市路外駐車場整備基準

(主旨)

本市に設置される路外駐車場のうち、料金を徴収せず駐車場法（昭和32年法律第46号）第12条の規定による届出は不要であるが、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上となる路外駐車場については、政令で定める技術的基準によるもののほか、次の基準によるものとする。

1 駐車施設の確保

事業者は、別表1に掲げる数値以上の駐車施設を建築物の敷地に設けるよう努めなければならない。ただし、最寄りの駅からおおむね1キロメートル以内に含まれる住居系の事業についてはこの限りでない。

2 出入り口の幅

駐車施設に設ける出入り口の幅は、歩行者等の安全に配慮し、駐車場法施行令第7条によるもののほか、次に掲げる幅以上とする。

1) 片側通行の場合は、幅3.5メートル以上。

2) 相互通行の場合は、幅5.5メートル以上。

なお、事業者は、当該駐車施設への出入り口を設ける場合は、道路管理者とあらかじめ協議し、道路管理者の指示に従わなければならない。

3 路面の構造及び表示

駐車場施設の構造及び表示については、「路外駐車場設置のための手引き」（東京都建設局）に準じるものとする。

1) 駐車施設の路面は、原則としてアスファルト舗装とする。

2) 駐車ますは、幅15センチの白線で表示するものとする。

3) 駐車ますの内側には、適正な位置に車止めブロックを設置し、事故等の防止に努めるものとする。

4) 車路上に車の進行方向、一時停止等の標示をする場合は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号）の例に準じて設置するものとする。ただし、誘導員を配備する場合は、この限りでない。

4 駐車ますの寸法

駐車ますの寸法については、別表2に掲げる「小型乗用車」以上を原則とする。ただし、車路の確保、敷地の形状及び建築物の配置により、やむを得ない場合は、「軽自動車」の寸法とすることができる。

5 駐車ますの位置

駐車ますの位置は、歩行者、車いす使用者等の経路、隣接する居住者へ配慮し、計画するものとする。

6 疑義等

当該基準に定めのないもののほか、疑義が生じた場合は、担当課との協議により決定するものとする。

別表1（駐車施設の確保）

事業の目的	確保する台数
住宅系の事業の場合	計画戸数分とする。
事務所を目的とする場合	2台以上
店舗の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の定めるところによる。
上記以外の店舗	店舗面積30㎡につき1台
上記以外	別途協議による。

別表2（駐車ますの寸法）

対象車両	原則		車いす使用者用駐車施設	
	長さ	幅員	長さ	幅員
自動二輪車	2.3m	1.0m	6.0m	3.5m
軽自動車（例外）	3.6m	2.0m		
小型乗用車（原則）	5.0m	2.3m		
普通乗用車	6.0m	2.5m		
大型貨物車及びバス	13.0m	3.3m	—	—

附 則

この基準は、平成27年4月1日より運用する。